

2 4 森林の適切な管理と林業の活性化について

(財務省、農林水産省)

【内容】

- (1) 森林の適切な管理を図るため、「森林管理・環境保全直接支払制度（仮称）」の創設に当たっては、間伐材の搬出の有無に関わらず、間伐に対する支援措置を講じること。
- (2) 地域の森林づくりを主導していくために、「日本型フォレスター」など、専門の人材育成については、地域の意見を十分に反映した制度とすること。
- (3) 木造公共建築物や民間の住宅等への地域材の利用拡大について、需要を高める新たな支援策を創設すること。
- (4) 森林の持つ公益的機能を十分に発揮していくため、森林の整備・保全を一層促進すること。
また、災害に強い森林づくりに向け、治山事業を積極的に促進すること。

(背景)

- 平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」では、「国家戦略プロジェクト」の施策のひとつとして、「森林・林業再生プラン（平成21年12月策定）」が位置付けられた。このプランの実行プログラムとして、新たに「森林管理・環境保全直接支払制度（仮称）」を導入することや「日本型フォレスター」などの資格制度及び人材育成のための仕組みを整備することが位置付けられ、10年後の木材自給率を50%以上とする目標が掲げられている。
- 平成23年度予算概算要求に盛り込まれた「森林管理・環境保全直接支払制度（仮称）」では、従来の個々の森林施業に対して支援する制度を抜本的に見直し、意欲と実行力を有し、面的まとまりをもって持続的な森林経営を実施する者に対し支援を行う制度とされており、その対象は、森林施業の集約化と搬出間伐への支援に限定するとされている。
森林の適切な管理を図る上で間伐が不可欠である中で、間伐材の収入が見込める森林については搬出を行っているものの、収入の見込みがない森林についてはやむを得ず山に残しているのが現状であり、こうした伐捨間伐への支援が求められる。
- 持続的で採算性を有する森林経営や長期的な森づくりを支える人材を育成するため、「日本型フォレスター」の創設などが検討されており、本年8月には「人材育成に係る中間とりまとめ」が作成されたところである。しかしながら、フォレスターの役割が現行の林業普及指導員の職務と大きく重複することが想定され、当面は林業普及員の活用が検討されるなど、現行制度と新たな制度の関係が明らかになっておらず現場の混乱が懸念される。そのため、制度移行の工程を明らかにするとともに、フォレスターなどの位置付けを明確にするなど、地域の実情を踏まえながら、林業の活性化のために実効性のある制度としていく必要がある。

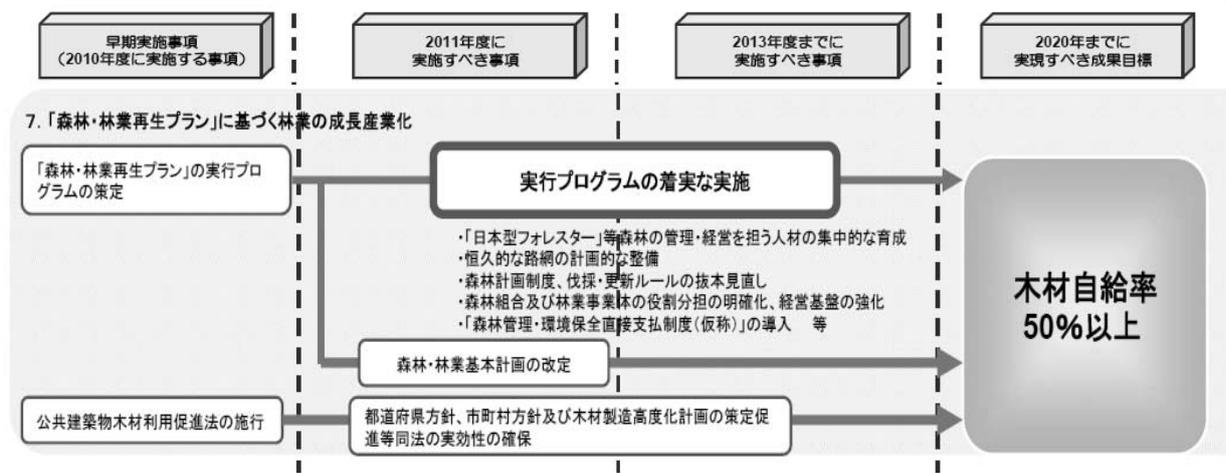
○ 我が国の森林資源は充実期を迎えており、地域材の利用を拡大するため、本県では、「あいち木づかいプラン」を策定し、県独自の支援制度を設けるなど、県が率先して、公共施設や民間住宅への県産木材の利用促進に取り組んでいる。国は10年後の木材自給率を50%以上とする目標としているが、その実現に向けては、具体的な支援措置が必要である。

○ 森林の持つ水源かん養や洪水緩和などの公益的機能を十分に発揮していくためには、森林の整備・保全を一層進める必要がある。また、近年、ゲリラ豪雨や台風による山地災害が多発していることから、災害に強い森林づくりが求められている。

(参 考)

1 「新成長戦略」の工程表(「森林・林業再生プラン」に基づく林業の成長産業化)

IV 観光・地域活性化戦略 ～農林水産分野の成長産業化～ ②



2 想定されるフォレスターの役割と現行の林業普及指導員の業務

フォレスターの役割	林業普及指導員の業務
1 市町村森林計画の策定支援 2 市町村が行う行政事務の実行支援を通じ、森林所有者等に対する指導等	1 試験研究機関との情報交換・技術体系の確立 2 森林所有者等への森林・林業に関する技術・知識の普及指導 3 森林の施業に関する指導 4 森林所有者等の実態・情報の収集整理 5 森林所有者等の組織化 6 行政・林業関係団体等に対する助言・連絡調整 ※下線は、重複が考えられる業務

3 「あいち木づかいプラン」

「あいち木づかいプラン」は平成15年から毎年策定し、県が率先して県産木材の利用促進に取り組んでいる。本プランは広く県民に公表するとともに、全庁あげて実行に取り組んでいる。

<具体的な取組事項>

- ① 木造・木質化の推進
- ② 木材用途の開発
- ③ 木材利用の普及啓発
- ④ 県産木材利用技術の開発

4 本県の山地災害危険地区

本県には山地災害危険地区が5,060箇所あり、そのうち治山ダムなどの設置に着手したものは3,508箇所、1,552箇所については未整備である。